

「熊本地震」に係る要望

全 私 学 連 合
平成 2 8 年 6 月 7 日

1. 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の私立学校施設災害復旧事業に対する補助の運用に当たっての特別措置

- (1) 現行の補助率2分の1を3分の2に引き上げて適用していただきたい。
- (2) 復旧が数年に亘ることが予想されるため、それに対応する予算措置を講じていただきたい。
- (3) 災害復旧事業の実施に当たって、申請手続きの簡素化を図っていただきたい。

2. 私立学校施設の耐震化の加速化、防災機能の強化に必要な財政支援の十分な予算確保

私立学校施設の耐震化の一層の加速化、防災機能の強化を図るための財政支援の十分な予算確保をしていただきたい。

3. 受験料、授業料等学納金の減免措置に対する特別補助

被災学生に対する受験料、授業料等学納金の減免措置を実施した大学等に対しては、全額補填の予算措置を講じていただきたい。

4. 被災学生の奨学生採用のための予算措置

被災学生に対する奨学生採用に当たっては、被災学生は全員無条件採用のための予算措置をしていただきたい。

5. 税制上の優遇措置

災害復旧に係る建設費、整地費、教育研究用設備及び備品の支払い、または、購入費に係る消費税の免除措置を講じていただきたい。



平成28年5月

各 位

全 私 学 連 合

代 表 清 家 篤

(公 印 省 略)

要 望

この度の平成28年熊本地震に関しましては、私立学校の多く及びその園児・児童・生徒・学生も多数が被災致しております。私立学校として復興のための努力を積極的に行う所存ではありますが、地域の振興拠点、文化や歴史の継承拠点としての私立学校の復興について、国公立学校の復興・支援と遜色のない国の施策を特にお願い申し上げます。

私立学校施設の耐震化等の推進に関する要望

平成 28 年 5 月

全 私 学 連 合

私立学校施設は、子供たちの学習生活や学生の教育研究の場であるとともに、非常災害時には地域の防災拠点としての重要な役割を果たしている。児童・生徒等や学生の生命を守るため、その安全確保は必要不可欠であり、私立学校はこれまで国の財政支援も受けながら、校舎等施設の耐震化促進に向け最優先課題として取り組んできている。

国公立学校の耐震化は、平成27年度にもほぼ完了予定であるのに対し、私立学校の耐震化率は、大学等で87.6%、幼稚園・高校等で83.5%（平成27年5月現在）にとどまり、国公立と私立との間で格差が生じている。

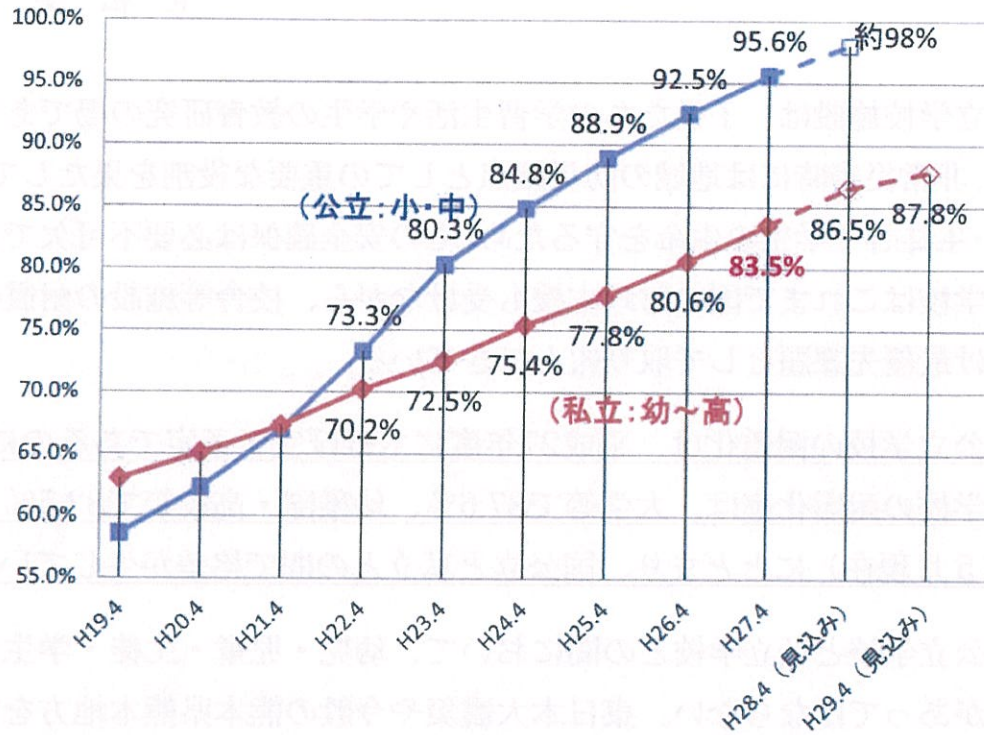
国公立学校と私立学校との間において、幼児・児童・生徒・学生の生命に差があってはならない。東日本大震災や今般の熊本県熊本地方を震源とする地震の教訓等を踏まえ、また今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、子供たちや学生の健康で安心・安全な学習生活や教育研究環境を早急に確保するため、国公私立間の格差解消の取り組みは一刻の猶予も許されない。

私立学校施設の耐震化を一層加速し、防災機能の強化を図るため、平成29年度予算はもとより、平成28年度補正予算においても、財政支援のための十分な予算の確保を強く要望する。

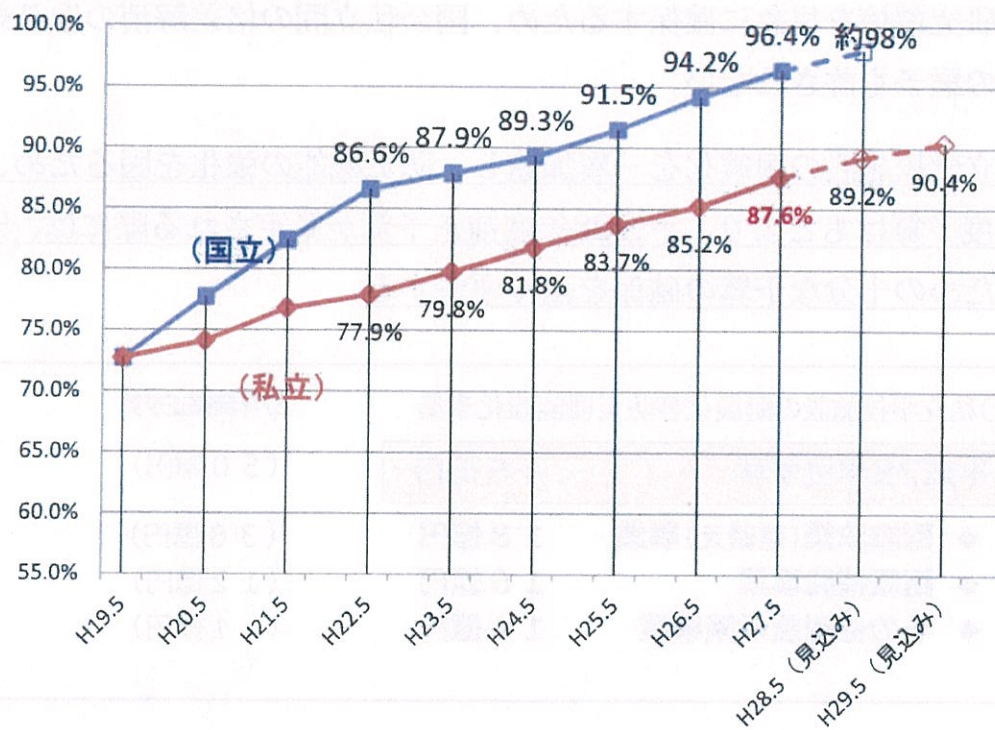
○私立学校施設の耐震化等防災機能強化事業		27年度補正予算
平成28年度予算	4 5 億円	(5 0 億円)
◆ 耐震改築(建替え)事業	1 8 億円	(3 8 億円)
◆ 耐震補強事業	1 6 億円	(1 2 億円)
◆ その他耐震対策事業	1 1 億円	(1 億円)

学校施設の耐震化率の推移

幼稚園・高校等の耐震化率の推移



大学等の耐震化率の推移



私立学校の安全対策に関する要望

－激甚災害法における局地激甚災害指定の改善等－

平成28年5月

全私学連合

私立学校は、日本の教育において重要な役割を果たしてきていることはご高尚のとおりであり、多くの学生及び児童・生徒等の教育を担当しています。その公共性においては、国公立学校と同様に、量と質ともに重要な役割を果たしているところであります。

さて、激甚な災害が発生した場合においては、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害復旧支援制度があります。

学校施設の災害復旧事業については、激甚災害が発生し、政府のとるべき措置として激甚災害法第17条の適用が政令で指定された場合（いわゆる「本激」の指定を受けた場合）は、災害復旧事業を行う学校設置者に対し、復旧費の一部を国庫補助することができることとなっています。

公立学校施設については復旧費の3分の2の国庫補助がある一方で、私立学校施設については2分の1の国庫補助に留まっています。また、局地激甚災害指定された場合（いわゆる「局激」の指定を受けた場合）は、私立学校施設は適用措置の対象となっていないため、その場合は多額の災害復旧費を学校設置者自らが負担することとなります。

過去の激甚災害の指定状況を見ると、学校施設は公私立の区別なく被災するにもかかわらず、公立学校では幾度も局激の指定を受け国庫補助の嵩上げ措置を受けており、復旧のための国庫補助には国公立と私立の間に大きな格差が生じています。

つきましては、私立学校においても、被害にあった地域における早急な教育機会の確保はもちろん、学生及び児童・生徒等の安全の確保という責務を負っていますので、激甚災害指定時の取り扱いについて国公立学校の措置と遜色のない取り扱いとなるよう、次の事項について特段のご配慮をお願い申し上げます。

<要望事項>

1. 激甚災害法第17条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）について、補助率を2分の1から3分の2に改正を行うこと。
2. 局地激甚災害指定について、激甚災害法第17条の措置が適用されるよう改正を行うこと。

激甚災害制度について

○激甚災害制度は、地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対して適用すべき災害復旧事業等にかかる国庫補助の特別措置等を指定するものである。

○激甚災害に指定された場合の財政措置

激甚災害に指定された場合、以下の表のとおり、設置者に対し特別の財政援助を行うこととされている。

法 令 〔激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 (昭和37年9月)〕	事 業 名	財 政 措 置		
		通 常 →	本 激	局 激
第3条第3号	公立学校施設災害復旧事業 〔公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短大、高等専門学校〕	2/3 → 国庫補助 〔離島等は 4/5〕	嵩 上 げ 措 置 〔設置者の標準税収入に 応じて96.7% (離島 は98%) まで嵩上げ〕	
第16条	公立社会教育施設災害復旧事業 〔公立の公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール、博物館、青年の家、視聴覚センター、婦人教育会館、少年自然の家、地域改善対策集会所、柔剣道場、文化施設〕	— →	2/3 国庫補助	—
第17条	私立学校施設災害復旧事業 〔私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短大、高等専門学校〕	— →	1/2 国庫補助	—